

ごみの適正な分別にご協力ください (容器包装プラスチックの出し方について)



市民の皆様へ

日頃から、環境行政の推進につきましてご理解ご協力いただき感謝申し上げます。

現在、富津市では、ご家庭から集積所に出された容器包装プラスチックを、委託業者にて収集・運搬し、中間処理施設にて選別作業を行いリサイクルに適した状態（ベール化）にしてから、再商品化事業者に引き渡しを行っております。

容器包装プラスチックの適正な分別について、多くの皆様にご協力いただいているところですが、中間処理施設にて、リサイクルに適した状態にするうえで、汚れが付着している容器包装プラスチック（中身が残っているものや水洗いしてもとれない汚れがあるもの）やザル、バケツ、容器、おもちゃ、ハンガーなど（プラスチック製でそのものが商品となっているもの）が混入している事例が確認されており、収集したもののうち2割ほどがリサイクルすることが出来ておりません。

つきましては、容器包装プラスチックの更なるリサイクル推進のため、分別方法を今一度ご確認ください、ごみの適正な分別について、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、ごみの分別について、本件に関わらず不明な点等ございましたら、お手数をおかけしますが下記担当までお問合せいただきますようお願いいたします。

1 容器包装プラスチックとは

商品を入れるものや包むもので、その中身を出したり使ったりして中身商品と分離した後、不用となるプラスチック製の容器や包装のことをいいます。プラスチック製のものでも、商品そのものは対象外となります。

(1) 対象となるもの

トレイ類、ボトル類、ポリ袋・ラップ類、チューブ類、カップ類、発泡スチロール類でプラマーク「♻️」が付いているものが対象となります。主な品目は裏面の表のとおりとなりますのでご参考としてください。

(2) 分別における注意点

必ず中身を取り除いて、水で洗い乾かしてからそのままの形で指定袋に入れ出してください。ただし、洗っても汚れがとれないものや、在宅医療用品のチューブやバッグ類はリサイクルすることが出来ませんので、プラマークが付いても「可燃ごみ」として出してください。

容器包装プラスチックの対象となる主な品目

品目	主なもの	品目	主なもの
トレイ類	生鮮食料品・惣菜・弁当などのトレイ 	チューブ類	マヨネーズの容器・歯磨き粉やわさびのチューブなど 
ボトル類	シャンプー・洗剤・ソースなどの容器 	カップ類	プリン・カップ麺などの容器 
ポリ袋・ラップ類	レジ袋・お菓子の小包・食品や総菜を包むラップなど 	発泡スチロール類	家電製品などに入っている発泡スチロール製の緩衝材など 

出典：経済産業省ウェブサイト (<https://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/data/illust/index.html>)